

# 転ばぬ先のかわら版 vol. 8 平成24年夏号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

「ブラックリスト」という言葉は、色々な場面で使われますが、今回は、お金にまつわる「ブラックリスト」についてのお話です。

## 「ブラックリスト」に載るって、どういうこと？

お金を貸すときや、物やサービスの代金を後払いにするとき、貸す側・売る側（立替える側）としては、後で確実に払ってもらえないと困ってしまいます。そのため、お金を貸す会社や、物やサービスの代金を立替えて、その分を後から請求する会社等は、借りる人・買う人が、後で払ってくれると「信用」してもいい人であるかどうか、情報交換ができるようになっています。この情報を「信用情報」といい、信用情報を取り扱っているのが「信用情報機関（※）」



です。この信用情報に、「要注意人物」というべき情報が載せられることを、一般的に「ブラックリストに載る」という言い方をします。そうすると「信用」に疑問ありと判断される可能性が高くなり、その後何年間（長いと10年）もの間、ローンやクレジットが組めなくなってしまうのです。

未成年の間は、お金を借りたり、クレジットを組むことはほとんどないから、関係のない話のように思うかもしれませんが、そうでもありません。最近、「ブラックリスト」に載る10代、20代の若者が増えているという報道がありました。

## 若者にも増える「ブラックリスト」

若者の「ブラックリスト化」が増えている最大の原因は、携帯電話やスマートフォン等にあるようです。携帯電話等の本体の代金を、購入したときに一括で払うのではなく、分割にして、毎月の利用料と合わせて支払うことはよくある話だと思いますが、実は携帯電話各社も信用情報機関に加盟し、契

約者の信用情報を交換しており、契約者が毎月の支払いを何回か遅らせた場合には、「ブラックリスト」に載ってしまうことがあるのです。

そして、このことは未成年者が契約者になっている場合も同じで、親の口座から引落としになっている場合でも、何らかの理由で引落としができていなければ、未成年者が知らないうちに「ブラックリスト」に載ってしまうということです。そうすると、携帯電話の利用を止められるだけの問題ではなく、その後何年もの間、お金も借りられない、クレジットカードも作れないということになりかねません。

以上、携帯電話等の「契約」をするときは、先々の支払いが可能かどうか、色々な状況を踏まえて慎重に考え、支払いができる範囲以上の契約・利用をしないよう、十分検討しないと、後でとんだしっぺ返しが来てしまう、という怖い話でした。

## ※「信用情報機関」

それぞれの信用情報機関での信用情報の取り扱いについては、各社のホームページ等をご確認ください。

- ・株式会社シーアイシー（クレジットカード会社等が加盟）
- ・株式会社日本信用情報機構（消費者金融、クレジットカード会社等が加盟）
- ・全国銀行信用情報センター（銀行等が加盟）

## ◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



## 活動実績

平成18年度：6校で開催	平成21年度：18校で開催
平成19年度：5校で開催	平成22年度：17校で開催
平成20年度：5校で開催	平成23年度：20校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666